ACSES ニュースレター_２０４１号（2021 年 2 月 22 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇タンクローリー横転、路上にトルエン流出　東名清水ＪＣＴランプ〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・ 消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(電動アシスト自転車、自転車)〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「Microsoft」のロゴを用いて信用させ、パソコンのセキュリティ対策のサポート料などと称して多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起〈消費者庁〉
・「工業塗装における揮発性有機化合物（VOC）排出抑制対策の紹介動画」の公開について〈環境省〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２２３報）〈厚生労働省〉
・福島原発事故、国の責任認める　東電に権限不行使違法、東京高裁〈Web報道〉
報道〉
[震災対策]
・震度６強の福島　不適切修理や法外料金請求の悪質業者に注意〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品等の表示に関する改善要請及び一般消費者等への注意喚起について〈消費者庁〉／「コロナに効果」表示改善求める〈放送報道〉
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 令和元年度地下水質測定結果について〈環境省〉〈厚生労働省〉
[4] 「永遠に残る」化学物質、ナノテクと微生物で分解を目指す〈Web報道〉
[5] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　４件　　[公募結果、意見募集結果]　１件
[6] その他省庁発表
◇大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（文部科学省令第７号）〈官報〉
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　４件　　[開催記録、報告、資料等]　４件
[8] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：４件
[付録]
◇・「Microsoft」のロゴを用いて信用させ、パソコンのセキュリティ対策のサポート料などと称して多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起〈消費者庁〉
◇新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品等の表示に関する改善要請及び一般消費者等への注意喚起に

柃（姫榊、ヒサカキ）

ついて〈消費者庁〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇タンクローリー横転、路上にトルエン流出　東名清水ＪＣＴランプ

＜静岡新聞　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.at-s.com/news/article/social/shizuoka/863236.html

１９日午前１１時１０分ごろ、静岡市清水区草ケ谷の東名高速道清水ジャンクション（ＪＣＴ）のランプで、埼玉県北本市の男性（２２）の大型タンクローリーが横転する単独事故があった。積んでいた有害物質のトルエンが路上に漏れ、同ランプは約９時間にわたって閉鎖された。

静岡県警高速隊によると、現場は新東名高速道から東名高速道上りに接続するランプウェーのカーブ。タンクローリーは側壁に衝突した後に横転したとみられる。市消防局によると、少なくとも約２００リットルのトルエンが漏れ、吸着剤をまくなどして除去した。県警が事故の原因を調べている。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(電動アシスト自転車、自転車)

＜消費者庁　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023208/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210219_01.pdf

特記事項:

- ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車のリコール(無償点検・改修)
- ブリヂストンサイクル株式会社が販売した自転車のリコール(無償点検・改修)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：３件

（うち石油給湯機付ふろがま１件、石油ストーブ（密閉式）１件、石油温風暖房機（開放式）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：７件

（うち玩具１件、折りたたみベッド１件、窓１件、電動リフト１件、電動アシスト自転車１件、液晶テレビ１件、自転車１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：８件

（うちエアコン１件、電気ポンプ１件、電気蓄熱式湯たんぽ１件、電気温風機（セラミックファンヒーター）１件、電気洗濯機１件、電気カーペット１件、ＬＥＤモジュール１件、自転車１件）

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・**「Microsoft」のロゴを用いて信用させ、パソコンのセキュリティ対策のサポート料などと称して多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起**

＜消費者庁　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023149/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_210219_1.pdf

「Microsoft」のロゴを用いて信用させ、パソコンのセキュリティ対策のサポート料などと称して多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起を行いました。　　------→ *末尾［付録］*

・「工業塗装における揮発性有機化合物（VOC）排出抑制対策の紹介動画」の公開について

＜環境省　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/109156.html

---

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２２３報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6unBi57Xeca_VjBY

１　自治体の検査結果

小樽市、岩手県、宮城県、仙台市、宇都宮市、群馬県、東京都、文京区、横浜市、川崎市、新潟県、山梨県、静岡県、静岡市、浜松市、滋賀県、大阪市、和歌山県

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※ 基準値超過　　なし

・福島原発事故、国の責任認める　東電に権限不行使違法、東京高裁

＜共同通信　2021 年 2 月 19 日＞　https://this.kiji.is/735391793222270976?c=39546741839462401

東京電力福島第1原発事故で福島県から千葉県に避難した住民ら43人が国と東電に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は19日、東電にだけ賠償を命じた一審千葉地裁判決を変更し、国の法的責任を認めた。東電に対する規制権限を行使しなかったことを「違法」と判断した。東電に計約2億7800万円の賠償を命令、うち約1億3500万円については国と連帯して支払うよう命じた。

原発事故の避難者らが国と東電を訴えた集団訴訟は全国で30件あり、高裁判決は3例目。国の責任について認めたのは、昨年9月の仙台高裁に続き2件目となった。一方、今年1月の東京高裁判決は否定している。

[震災対策]

・震度６強の福島　不適切修理や法外料金請求の悪質業者に注意

＜毎日新聞　2021 年 2 月 20 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210220/k00/00m/040/023000c

１３日に福島県内で最大震度６強を記録した地震を受け、不適切な修理をしたり、法外な料金を請求したりする悪質な業者に注意するよう県警などが呼び掛けている。県瓦工事組合連合会は、正規加盟社であることを示す証明書を新たに作成し、屋根の修理を依頼する際などに確認するよう求めている。

県警によると、東日本大震災の際には、リフォーム契約時に虚偽の説明をしたり、無免許で被災者らに賃貸住宅を仲介したりするなどの事案があり、容疑者を３件で逮捕、２件を書類送検した。今回の地震以降も同様の被害を警戒し、注意を呼びかけている。県消費生活センターには、現時点では悪質な修理業者についての相談はないという。

県瓦工事組合連合会が作成した証明書は、全日本瓦工事業連盟（全瓦連）の優良加盟社であることが表示されている。全瓦連加盟社は地震や台風でも落ちにくい「瓦ガイドライン工法」を採用しているという。証明書は１８日から県内の加盟７４社に順次配布している。

県連合会代表で、屋根工事業の桂山武さん（５６）によると、今回の地震で落ちた屋根瓦は同工法ではないケースが散見されるという。「安全のためにも、利用者から積極的に正規事業者かどうか確認してほしい」と話した。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港・海港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 2 月 20 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00231.html

・国内の発生状況について更新しました

＜厚生労働省　2021 年 2 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 2 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16870.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 2 月 20 日版）
＜厚生労働省　2021 年 2 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16869.html
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(2 月 20 日各自治体公表資料集計分
＜厚生労働省　2021 年 2 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16875.html
---

◇マスコミ報道　見出し
・由来不明のコロナ変異株 昨年 12 月に国内で確認 専門家、警戒
＜毎日新聞　2021 年 2 月 19 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210219/k00/00m/040/235000c
・変異ウイル感染拡大 アマゾン抱える北部で深刻 ブラジル
＜NHK　2021 年 2 月 20 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210220/k10012877801000.html
---

[対策・予防]
◇新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品等の表示に関する改善要請及び一般消費者等への注意喚起について
＜消費者庁　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023162/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_210219_01.pdf
消費者庁は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に乗じ、インターネット広告において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする健康食品、マイナスイオン発生器、除菌スプレー等（以下「ウイルス予防商品」という。）に対し、緊急的措置として、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の観点から表示の適正化について改善要請を行うとともに、ＳＮＳを通じて一般消費者等への注意喚起を行いました。

----→ *末尾［付録］*

・**「コロナに効果」表示改善求める**
＜NHK　2021 年 2 月 19 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210219/1000060593.html
消費者庁は、インターネットの広告などで新型コロナウイルスへの効果を表示していた健康食品や除菌スプレーなど４０あまりの製品やサービスについて、合理的な根拠が認められないとして表示を改善するよう求めました。
消費者庁は、去年からインターネット上で新型コロナウイルスの感染予防などへの効果を宣伝している製品などの調査を進めていて、先月から今月にかけての調査結果を公表しました。
それによりますと、健康食品や除菌スプレー、それに美容サロンの洗髪サービスなどのインターネット上の広告、４５件について問題のある表示が見つかったということです。
具体的には、「新型コロナウイルス感染予防の切札」と宣伝していた健康食品や、「コロナ除菌でウイルス対策」と表示していたマイナスイオン発生器、それに「ウイルスを吸着して破壊　９９．９９％減少」などと宣伝していたマットレスなどがあったということです。
消費者庁は、こうした表示はウイルスの性質が必ずしも明らかではなく効果を確認する試験が難しい状況などから、いずれも合理的な根拠が無く、誤解を招くおそれがあるとして、事業者に表示を改善するよう求めたということです。
消費者庁表示対策課の西川康一課長は「効果をうたった広告は一時期減っていたが、緊急事態宣言が出されてから増えてきている。根拠のない広告は引き続き監視を行っていく」と話しています。

◇省庁発表
・新型コロナワクチンの接種後の副反応疑い報告の事例について
＜厚生労働省　2021 年 2 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16874.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・ＰＣＲ資材、世界で争奪　容器や手袋、輸入滞り検査影響も
＜朝日新聞　2021 年 2 月 21 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S14807837.html

新型コロナウイルスの感染を調べるＰＣＲ検査で、検査に欠かせない資材の不足が目立ってきた。世界的な需要急増で輸入が滞り、国内生産も限られるためだ。検査機関や研究用に使う大学などに影響が出始めている。

・コロナワクチンの大半を日本国内で製造へ　アストラゼネカ
＜NHK　2021 年 2 月 20 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210220/k10012877561000.html
・ワクチン接種後、副反応疑い 2 例　初報告、じんましんと悪寒
＜共同通信　2021 年 2 月 20 日＞　https://www.47news.jp/news/5874318.html
・米 ワクチン接種で報告書 “激しいアレルギー反応ほかと同じ”
＜NHK　2021 年 2 月 20 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210220/k10012877811000.html
・ワクチン接種　医学生も優先対象　実習先の医療機関が判断　厚労省
＜産経ニュース　2021 年 2 月 20 日＞
https://www.sankei.com/life/news/210220/lif2102200029-n1.html

---

◇<u>大学等関係</u>

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(2/19 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(2/15 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 2 月 15 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

---

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>

・コロナ禍リモート勤務で心身不調、「ムダ話」の意外な効用とは
コロナウイルス禍によるリモートワークで心身の不調を訴える人が続出　～働き手のメンタルヘルスをどうサポートすればいいか～
＜毎日新聞　2020 年 7 月 7 日＞
https://mainichi.jp/sp/tokaism/articles/20200707/hrc/00m/070/002000d

****

[3] <u>令和元年度地下水質測定結果について</u>

＜環境省　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/109149.html

水質汚濁防止法第 15 条第１項及び第２項並びに第 16 条に基づき、国及び地方公共団体では、毎年度、地下水質の測定を実施しています。この度、環境省では、令和元年度におけるこれらの測定結果及び全国の地下水汚染事例における汚染原因・対策等の状況を把握するための調査結果を取りまとめました。

令和元年度の概況調査の結果をみると、全体の環境基準超過率は 6.0%（前年度 5.6%）でした。

【測定内容の概要】.

１．主な測定項目.

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている 28 項目.

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素　など.

２．調査を行った井戸の本数.

地下水質の測定は、「概況調査[1]」、「汚染井戸周辺地区調査[2]」、「継続監視調査[3]」の３つの区分で行われています。

概況調査では 3,191 本、汚染井戸周辺地区調査では 926 本、継続監視調査では 4,222 本の井戸で調査が行われ、調査井戸総数は 8,339 本（前年度 8,377 本）でした。

【測定結果の概要】.

１．調査区分別の結果の概要.

概況調査の結果をみると、全体の環境基準超過率[4]は 6.0%【調査数 3,191 本中超過数 191 本】(前年度 5.6%) でした。項目別では、平成 11 年度以降、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が最も高く、令和元年度調査結果は 3.0%【調査数 2,957 本中超過数 88 本】（前年度 2.9%）でした。

継続監視調査の結果をみると、基準超過の井戸数が最も多いのは、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で、次いで砒素、テトラクロロエチレンでした。
２．全国的な地下水の状況.
過去５年間[5]の全調査区分において、環境基準の超過井戸が存在する市区町村数を取りまとめました。取りまとめ結果でみると、VOC（揮発性有機化合物）[6]が環境基準を超過した井戸がある市区町村数は 322 で、全市区町村（1,741 市区町村）の 18%（前年度 19%）でした。同様に重金属等[7]では 419 で 24%（前年度 24%）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素では 454 で 26%（前年度 26%）でした。
なお、「令和元年度地下水質測定結果」の詳細については、環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/water/chikasui/index.html）に掲載いたします。
[1] 地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査.
[2] 概況調査又は事業者からの報告等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する調査.
[3] 汚染が確認された地域について、継続的に監視を行うための調査.
[4] 何らかの項目で環境基準を超過した井戸/全調査井戸.
[5] 通常、地域全体をメッシュ等に分割し、３～５年のローリングで全体を調査するため、過去５年間で整理している。
[6] テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等の 13 項目。項目の一覧については、「令和元年度地下水質測定結果」12 頁参照。.
[7] 砒素、ふっ素、鉛等の 11 項目。項目の一覧については、「令和元年度地下水質測定結果」13 頁参照。
・添付資料
令和元年度地下水質測定結果　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/115652.pdf
****
[4] 「永遠に残る」化学物質、ナノテクと微生物で分解を目指す
＜Forbes IAPAN　2021 年 2 月 20 日＞
https://forbesjapan.com/articles/detail/39913?internal=nav_cat_technology
ここ数カ月で、複数の企業が食品パッケージから「永遠の化学物質（Forever Chemicals）」を排除する計画を発表している。永遠の化学物質とは、人体に蓄積するおそれがあり、環境中で分解されない物質のことだ。
永遠の化学物質の分解には、ナノテクノロジーと微生物を利用した新たな処理プロセスが効果を発揮する可能性がある。現在、ピッツバーグ大学とニューヨーク州立大学バッファロー校の研究者がその仕組みの解明に取り組んでいる。
永遠の化学物質とは何か？
「永遠の化学物質」とは、PFAS（パーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物）と呼ばれる有機フッ素化合物の総称だ。これらの物質は食品パッケージなどの製品の製造に使われており、食品に用いられる一部の段ボールや包装紙に含まれている。
「永遠の化学物質（Forever Chemicals）」を排除する計画を発表している。永遠の化学物質とは、人体に蓄積するおそれがあり、環境中で分解されない物質のことだ。
永遠の化学物質の分解には、ナノテクノロジーと微生物を利用した新たな処理プロセスが効果を発揮する可能性がある。現在、ピッツバーグ大学とニューヨーク州立大学バッファロー校の研究者がその仕組みの解明に取り組んでいる。
永遠の化学物質とは何か？
「永遠の化学物質」とは、PFAS（パーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物）と呼ばれる有機フッ素化合物の総称だ。これらの物質は食品パッケージなどの製品の製造に使われており、食品に用いられる一部の段ボールや包装紙に含まれている。
食品に触れる用途での PFAS の使用が認められている例をまとめた米食品医薬品局（FDA）のリストには、レンジ調理用のポップコーン袋や、テイクアウト容器などの項目が含まれている。
PFAS が使われるのは、中身がくっつかない性質と、水や油脂をはじく特性が理由だ。だが、PFAS がパッケージから食品へ移る可能性があることは、FDA も認めている。つまり、パッケージが食品に触れると、PFAS が食品に入りこみ、それを人間が食べる可能性があるということだ。

米環境保護庁（EPA）は、PFAS が健康に悪影響を及ぼすおそれがあると説明している。PFAS により、生殖、発達、腎臓、肝臓などに問題が生じるリスクが高くなる可能性がある。また、さまざまな種類のがん、低出生体重児、甲状腺ホルモンの乱れ、免疫システムの障害につながるおそれもある。

PFAS 使用の段階的廃止

FDA は 2016 年、すべての長鎖 PFAS（8 個以上の炭素原子を持つ PFAS）について、米国における「食品に触れる用途」での使用を段階的に廃止すると決定した。この FDA の決定は、長鎖 PFAS が動物や人体に害を及ぼす可能性を示した研究に基づいていた。

長鎖 PFAS にかわって用いられるようになったのが、7 個以下の炭素からなる短鎖 PFAS だ。しかし、短鎖 PFAS の安全性や、健康と環境に対するその影響については、依然として懸念が残っている。

FDA は 2020 年、6:2 フルオロテロマーアルコール（6:2 FTOH）と呼ばれるタイプの短鎖 PFAS とその健康リスクに関するデータを公開した。このデータの公開後、企業 3 社が 2021 年から 6:2 FTOH の使用を自主規制し、段階的に廃止することに合意した。ここで注意すべき重要なポイントは、ほかのタイプの短鎖 PFAS の製造と販売は現在でも続いていることだ。

企業の対応

一部の企業は、自社製品から PFAS を排除することを決定している。アマゾンは PFAS を含め、安全性に懸念のある化学物質を「アマゾン・キッチン（Amazon Kitchen）」ブランドの製品と食品パッケージに使用することを禁止した。アマゾンは、ほかの製造業者に対しても、そうした化学物質の使用を避けるように推奨しているが、同社が規制できるのは、自社プライベートブランドの製品だけだ。

マクドナルドも、2025 年までにパッケージからすべての PFAS を排除する計画を発表している。同社はすでに、長鎖 PFAS、BPA／BPS、フタル酸エステルなどの化学物質を食品パッケージで使用することをやめている。

希望のもてる最新研究

PFAS をめぐる懸念のひとつは、人体や環境中にいつまでもとどまる点にある。「永遠の化学物質」は、時とともに蓄積するおそれがあり、取り除くのは難しい。PFAS を含む食品パッケージは堆肥化できず、ごみ埋め立て地を汚染する。そうした PFAS 分解をめぐる問題を解決する方法を研究しているのが、ピッツバーグ大学とニューヨーク州立大学バッファロー校の研究者たちだ。

この研究で焦点になっているのが、ナノテクノロジーと微生物を用いた PFAS の分解だ。ナノマテリアルと PFAS を反応させれば、微生物が食べられるくらいの大きさまで PFAS を断片化できるかもしれない。研究の目標は、環境から PFAS を除去する効率的な処理プロセスを開発することにある。

この研究で調べられている PFAS は 15 種類だけだが、そこから得られる知見は、さらに幅広い用途に応用できる可能性がある。研究チームは、PFAS の分解の仕組み、副生成物の毒性、化学物質を消費する微生物のパフォーマンスを検証する計画だ。

米国人のうち推定 95%の血液には PFAS が含まれているとされている。現時点では、それを取り除く方法はない。PFAS の分解をめぐるピッツバーグ大学とニューヨーク州立大学バッファロー校の詳しい研究が進めば、人体から PFAS を取り除く方法の解明に役立つ新情報が得られるかもしれない。

****

[5] ***調査、公募、意見募集***

[公募、意見募集等]

◇「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」（案）に対する意見の募集を行います。

＜厚生労働省　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2tnxu67nSfaPZkBY

＜経済産業省　2021 年 2 月 19 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210219004/20210219004.html?from=mj

PHR：Personal Health Record

個人の健康診断結果や服薬歴等の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組み　（以下「PHR」という。）について、「健康・医療・介護情報利活用検討会 健診等情報利活用 WG」（以下「WG」という。）において、適切に民間 PHR サービスが利活用されるための民間 PHR 事業者におけるルール整備等が必要であるとされたことを受け、WG の下に設置されている「民間利活用作業班」（以下「作業班」という。）において、PHR サービスを提供する民間事業者が遵守すべき事項について、令和２年 10 月から検討を行ってきました。

今般、作業班における検討結果を踏まえ、当該事項について「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」（案）が取りまとめられましたので、本案について広く意見を募集します。

・「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」（案）
　　https://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/iken/dl/p20210219-01_01.pdf
・「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」（案）（関連法令等コメント付き）
　　https://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/iken/dl/p20210219-01_02.pdf
・「PHR（Personal Health Record）サービスの利活用に向けた国の検討経緯について」
　　https://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/iken/dl/p20210219-01_03.pdf
・意見募集要領
　　https://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/iken/dl/p20210219-01_04.pdf

---

◇緊急事態宣言に伴うイベント関連の支援措置「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（J-LODlive 補助金）（キャンセル料支援事業）」の公募要項等を公表します
＜経済産業省　2021 年 2 月 19 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210219005/20210219005.html?from=mj

---

◇JAS の制定・国際標準化のテーマ募集をしています！
＜農林水産省　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/syoku_kikaku/210219.html

---

◇「大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発」の公募について
＜文部科学省　2021 年 2 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afzjacwL2afweqbL

[公募結果、意見募集結果]
◇「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更及び意見募集（パブリックコメント）の結果について
＜環境省　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/109117.html

****

[6] *その他省庁発表*

◇大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（文部科学省令第７号）

［官報］　令和３年２月 19 日　本紙　第 436 号　2～6 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210219/20210219h00436/20210219h004360002f.html

〇文部科学省令第７号

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第一項及び第十八条並びに大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）第二条第二項ただし書並びに独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項並びに独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条の二第四項ただし書及び第八条の四の規定に基づき、大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年２月 19 日　　文部科学大臣　　萩生田光一

大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（認定の申請等） **第十一条**　授業料等減免を受けようとする学生等は、その在学する確認大学等の定める日までに、申請書（以下この条から第十一条の三までにおいて「減免申請書」という。）を当該確認大学等（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等）に提出するものとする。 ２　前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この項、次条及び第十一条の三において同じ。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の定める日までに、減免申請書を当該確認大学等に提出するものとする。 ３～８　［略］ （緊急に授業料減免を受けることが必要な授業料等減免対象者に対する授業料減免の始期の特例） **第十一条の三**　第十九条第一項第二号に該当する授業料等減免対象者に対する授業料減免は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。 一　第十九条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下「事由発生日」という。）が入学前であり、入学後三月以内の日までに減免申請書を提出した者当該確認大学等に入学した日の属する月 二　事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して減免申請書を提出した者当該減免申請書を提出した日の属する月 三　事由発生日が入学後である者当該減免申請書を提出した日の属する月 （授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等） **第十三条**　　［略］ ２　第十九条第一項第二号に掲げる場合に行う授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額が第十条第二項第三号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三尺ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあっては、一年ごと）　に行うものとする	（認定の申請等） **第十一条**　授業料等減免を受けようとする学生等は、その在学する確認大学等の定める日までに、申請書（以下この条及び次条までにおいて「減免申請書」という。）を当該確認大学等（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等）に提出するものとする。 ２　前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この項、次条及び附則第四条において同じ。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の定める日までに、減免申請書を当該確認大学等に提出するものとする。 ３～８［同左］ ［条を加える。］ （授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等） **第十三条**　　［同左］ ２　第十九条第一項第二号に掲げる場合に行う授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額が第十条第二項第三号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定は、第十九条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下この項及び附則第四条において「事由発生日」という。の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三尺ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあっては、一年ごと）

３～５　［略］ （生計維持者の変更等の届出） **第十四条の二**　授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新があったときは、確認大学等が定めるところにより、当該変更又は更新のあった事項を確認大学等に届け出るものとする。 **附　則** （令和三年度における減免額算定基準額の算定の特例） **第四条**　施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、令和三年四月から九月までの間は、第十九条第一項各号に掲げる場合のほか、選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が令和二年度分の施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において次のいずれかに該当する者であった場合とする。 一　婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの 二　婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの ２　前項の場合における施行令第二条第二ただし書の文部科学省令で定めるところより算定した額は、第十九条第二項の規にかかわらず、第一号に掲げる額から第号に掲げる額を控除した額（その額が零下回る場合にあっては零とし、その額に円未満の端数がある場合にあってはこれ切り捨てた額）（同項本文に規定する市町民税の所得割を課することができない者準ずるものと認められる場合にあっては零）とする。 一　施行令第二条第二項第一号に規定する合計額に百分	に行うものとする。 ３～５　［同左］ （生計維持者の変更等の届出） **第十四条の二**　授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は在留資格の変更若しくは在留期間の更新があったときは、確認大学等が定めるところにより、当該変更又は更新のあった事項を確認大学等に届け出るものとする。 **附　則** （緊急に授業料減免を受けることが必要な授業料等減免対象者に対する授業料減免の始期の特例） **第四条**　第十九条第一項第二号に該当する授業料等減免対象者に対する授業料減免は、当分の間、第十一条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。 一　事由発生日が入学前であり、入学後三月以内の日までに減免申請書を提出した者　当該確認大学等に入学した日の属する月 二　事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して減免申請書を提出した者授業料等減免対象者としての認定を受けた日の属する月 三　事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月以内の日までに減免申請書を提出した者　授業料等減免対象者としての認定を受けた日又は事由発生日から四月を経過した日のいずれか早い日の属する月 四　事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月を経過して減免申請書を提出した者　授業料等減免対象者としての認定を受けた日の属する月

の六を乗じた額から一万千円を控除した額 二　施行令第二条第二項第二号に規定する控除する額	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（学資支給金の支給の始期及び終期） **第二十三条の五**　［略］ 一　確認大学等への入学（第四十二条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この条及び次条において同じ。）年度の前年度又は入学後三月以内の機構の定める日までに前条第一項に規定する申請（以下この条において単に「申請」という。）を行った者　当該確認大学等に入学した日の属する月 二・三　［略］ （緊急に学資支給金の支給を受けることが必要な給付奨学生に対する学資支給金の支給の始期の特例） **第二十三条の五の二**　第四十条第一項第二号に該当する給付奨学生に対する学資支給金の支給は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から学資支給金の支給を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。 一　第四十条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下「事由発生日」という。）が入学前であり、入学後三月以内の日までに申請を行った者　当該確認大学等に入学した日の属する月 二　事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して申請を行った者　当該申請を行った日の属する月 三　事由発生日が入学後である者　当該申請を行った日の属する月	（学資支給金の支給の始期及び終期） **第二十三条の五**　［同左］ 一　確認大学等への入学（第四十二条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この条及び附則第十条において同じ。）年度の前年度又は入学後三月以内の機構の定める日までに前条第一項に規定する申請（以下この条において単に「申請」という。）を行った者　当該確認大学等に入学した日の属する月 二・三　［同左］ ［条を加える。］
（給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等） **第二十三条の七**　［略］ ２　第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資	（給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等） **第二十三条の七**　［同左］ ２　第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、第四十条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下この項及び附則第十条において「事由発

産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三尺ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあっては、一年ごと）に行うのとする。	生日」という。）の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三尺ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあっては、一年ごと）に行うものとする。
３・４　［略］	３・４　［同左］
（生計維持者の変更等の届出） **第二十三条の九**　給付奨学生は、機構の定めるところにより、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新の有無その他学資支給金の支給に必要なものとして機構が定める事項を機構に届け出るものとする。	（生計維持者の変更等の届出） **第二十三条の九**　給付奨学生は、機構の定めるところにより、その生計維持者の変更又は在留資格の変更若しくは在留期間の更新の有無その他学資支給金の支給に必要なものとして機構が定める事項を機構に届け出るものとする。
附　則 （令和三年度における支給額算定基準額の算定の特例） **第十条**　施行令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、令和三年四月から九月までの間は、第四十条第一項各号に掲げる場合のほか、選考対象者若しくは支給対象者又はその生計維持者が、令和二年度分の施行令第八条の二第四項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において次のいずれかに該当する者であった場合とする。 一　婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの 二　婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの ２　前項の場合における施行令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては零とし、その額	附　則 （緊急に学資支給金の支給を受けることが必要な給付奨学生に対する学資支給金の支給の始期の特例） **第十条**　第四十条第一項第二号に該当する給付奨学生に対する学資支給金の支給は、当分の間、第二十三条の五の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から学資支給金の支給を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。 一　事由発生日が入学前であり、入学後三月以内の日までに申請を行った者　当該確認大学等に入学した日の属する月 二　事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して申請を行った者　給付奨学生認定を受けた日の属する月 三　事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月以内の日までに申請を行った者　給付奨学生認定を受けた日又は事由発生日から四月を経過した日のいずれか早い日の属する月 四　事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月を経過して申請を行った者給付奨学生認定を受けた日の属する月

に百円未満の端数がある場合にあってはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあっては、零）とする。 一　施行令第八条の二第四項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額から一万八千円を控除した額 二　施行令第八条の二第四項第二号に規定する控除する額	
備考　表中の[　]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　この省令を施行するために必要な判定の手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

****

[7] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第 12 回職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会（ペーパーレス）を開催します

３月１日

＜厚生労働省　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9QOBoIjd-OG8W_NnY

（１）職場における化学物質等の管理のあり方について

（２）その他

・令和２年度第 13 回「石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会」を開催します（オンライン開催）

２月 26 日、非公開

＜厚生労働省　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1tX9t6LrRfqDaAxY

（１）個別労災請求事案に係る医学的事項について

（２）その他

・特別用途食品の許可等に関する委員会の開催について　　３月２日、ウェブ会議によるオンライン開催

＜消費者庁　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023173/

特別用途食品の申請の取扱いについて

個別評価型病者用食品の審査について

・中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループ合同会合（第３回）の開催について

２月 26 日、WEB 形式

＜環境省　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/109139.html

＜経済産業省　2021 年 2 月 19 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/37745

（１）温室効果ガス排出の現状等

（２）将来世代からのヒアリング

・Climate Youth Japan

・Fridays For Future Japan

・Japan Youth Platform for Sustainability（持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム）

[開催記録、報告、資料等]

・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会（オンライン開催）（令和２年度第 12 回）議事概要

２月５日

＜厚生労働省　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4uHJg5bfcc63XHhY

（1）個別労災請求事案に係る医学的事項について
（2）その他
・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会（オンライン開催）（令和２年度第 11 回）議事概要
　　1 月 29 日
＜厚生労働省　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2tnxu67nSfaPawBY
（1）個別労災請求事案に係る医学的事項について
（2）その他
・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会
＜厚生労働省　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-vnRm47HadavS2BY
・原子力科学技術委員会　原子力研究開発・基盤・人材作業部会（第 6 回）　配付資料　　2 月 9 日
＜文部科学省　2021 年 2 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afzjacwL2afweqbI
　・原子力機構次期中長期目標・計画策定に向けたステークホルダーからのヒアリング
　　（対象機関：電気事業連合会、日本原子力学会、原子力規制庁）
　・その他
・原子力科学技術委員会　原子力研究開発・基盤・人材作業部会（第 7 回）　配付資料　　2 月 10 日
＜文部科学省　2021 年 2 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afzjacwL2afweqbJ
・ 原子力機構次期中長期目標・計画策定に向けたステークホルダーからのヒアリング（対象機関：日本電機工業会、日本原子力産業協会）
・ その他
****
[8] ***その他***
◇***インフルエンザ、感染症関係***
・鳥インフルＨ５Ｎ８亜型、ヒト感染確認　世界初とロシア
＜時事通信　2021 年 2 月 20 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021022000558&g=int
　ロシア衛生当局は２０日、高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ５Ｎ８亜型）について、世界で初めて鳥からヒトへの感染を確認したと発表した。ヒトからヒトへの感染は確認されていない。
　Ｈ５Ｎ８亜型は欧州や日本でも鳥からの検出例が相次いでおり、警戒感が強まっている。保健当局高官によると、ロシア南部の養鶏場で昨年１２月に７人が感染した。現在は回復している。ロシアの研究機関が感染を確認し、世界保健機関（WHO）にも報告したという。

・栃木県の死亡野鳥における A 型鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性について
＜環境省　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/109210.html
・富山県小矢部市（今シーズン国内 38 例目）で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210219_1.html
-----
・「エボラ出血熱について」のホームページを更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708.html
****
[付録]
◇新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品等の表示に関する改善要請及び一般消費者等への注意喚起について　　*上記 [2] 関係*
＜消費者庁　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023162/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_210219_01.pdf
消費者庁は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に乗じ、インターネット広告において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする健康食品、マイナスイオン発生器、除菌スプレー等（以下「ウイルス予防商品」という。）に対し、緊急的措置として、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の観点から表示の適正化について改善要請（別紙１）を行うとともに、ＳＮＳを通じて一般消費者等への注意喚起（別紙２）を行いました。
新型コロナウイルスについては、その性状特性が必ずしも明らかではなく、かつ、民間施設における試験等の実施も困難

な現状において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうするウイルス予防商品については、現段階においては客観性及び合理性を欠くおそれがあると考えられ、一般消費者の商品選択に著しく誤認を与えるものとして、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の規定に違反するおそれが高いものと考えられます。
そこで、消費者庁では、今般の緊急事態宣言が発出された令和３年１月以降、インターネット広告において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうするウイルス予防商品の表示について、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の観点から緊急監視を実施しているところです。
現在までのところ､インターネット広告においてウイルス予防商品の販売又は役務の提供をしている 45 事業者による 42 商品・役務について、一般消費者が当該商品の効果について著しく優良等であるものと誤認し、新型コロナウイルスの感染予防について誤った対応をしてしまうことを防止する観点から、当該表示を行ってい
る事業者等に対し、改善要請を行いました。
また、改善要請の対象となった事業者がオンライン・ショッピングモールに出店している場合には、当該ショッピングモール運営事業者に対しても情報提供を行いました。
消費者庁では、引き続き、不当表示に対する継続的な監視を実施し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。
＜別紙１＞

商品又は役務区分	表示されていた効果等
いわゆる健康食品（カプセル、錠剤、粉末等）【32 事業者 32 商品】	・アンチエイジングにもコロナウイルス対策にも水素サプリメント ・新型コロナウイルスはマグネシウム不足で発症、ビタミンD、マグネシウム、亜鉛、セレンをビタミンCと同時に摂取することで、ウイルスに対する免疫機能を強化 ・白樺キノコ（チャーガ）をベースにしたコロナウイルスの治療法を発見 ・コロナ新習慣、自然免疫をサポートする成分ＬＰＳ（リポポリサッカライド）を配合したサプリ、感染による重症化を防ぐ効果や感染力を低下させる効果 ・還元発酵乳酸菌は、コロナウイルスの「エンベローブ」という薄い膜に対し針で刺すような特別の働きをすることで、99.9%以上のウイルスを不活性化、還元発酵乳酸菌エキスが新型コロナを無害化 ・コロナウイルスに勝つためには、今大事なのは免疫力アップ、免疫機能を正常に保つＤＨＡ・ＥＰＡ ・コロナ対策新ブレンド、ゲットウ、煎茶カテキン、パパイヤ葉、ネトル、薬草としての効能は、消化器、呼吸器、循環器、感染症など、様々な有用作用に期待 ・新型肺炎でマスクもアルコールも品切れ⇒その対応策にも！ケイ酸塩鉱物、抗ウイルス、ウイルス排除、ウイルス不活化 ・プロポリス・免疫力アップ・抗菌作用・コロナ対策に ・柿渋（柿タンニン）により新型コロナウイルスが不活化（無害化） ・新型コロナウイルス感染予防の切札の飴（柿渋） ・新型には免疫が無いので、誰でもかかる可能性が高い、小麦発酵抽出物は、体内の自然免疫「マクロファージ」の活動を活性化、自己免疫力を高めるのに最高の免疫賦活素材 ・抗酸化食品であるゴマをたくさん食べて新型コロナウイルスの対策を！ ・コロナウイルス予防、ごまの脂質に含まれるリノール酸やオレイン酸などの不飽和脂肪酸は、免疫力を高める ・はちみつの中でもさらに強力な殺菌力をもつマヌカハニー、殺菌効果でウイルス対策、コロナウイルスに負けない為に ・新型コロナウイルス感染症対策にも良いと言われる「大麦β-グルカン」、世界に脅威を与えるウイルスにも免疫力を高め、ウイルスに負けない身体作り ・スイカズラは今、新型ウイルスの治療に効果があると科学者らが明らかにしたことを受け話題沸騰中
マイナスイオン発生器【６事業者３商品】	・新型コロナウイルス除去にも期待！ウイルス除菌率 99%！効果実感！、いま世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス除去にも一定の効果が期待できる

	・新型コロナウイルスの感染力をほぼ消すことのできるオゾンガスを使った医療用物質生成器 ・コロナ除菌でウイルス対策を!!お部屋の空気の身のまわりを除菌してウイルスをはねのけよう!!
除菌スプレー　（銀イオン、電解水等）【３事業者３商品】	・新型コロナウイルスと同じ構造のウイルス 97.9%以上除菌、コロナウイルス除菌スプレーついに登場！【第三者機関で実証】新型コロナウイルスと同じ構造のウイルスを除菌！ ・新型コロナウイルス死滅兼用、新型コロナウイルスにも効果があることがテストで明らかに
建材　【１事業者１役務】	・新型コロナウイルス対策に有効？ ・付着したウイルスならば早期に分解してくれます。そのため新型コロナウイルス等の感染症に有効であると注目されているのです！
二酸化塩素加湿器【１事業者１商品】	・COVID-19 にも効果が期待できる、ダントツの殺菌効果
抗ウイルスマットレス【１事業者１商品】	・新型コロナウイルス/抗菌・抗ウイルス加工マットレス ・ウイルスを吸着して破壊 99.99%減少
シャンプーサービス【１事業者１役務】	・コロナウイルス対策 ・皮膚のバリア機能が強固になるので皮膚からの新型コロナウイルス侵入防止になります

＜別紙２＞
消費者庁ツイッター、フェイスブック
「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」公式 LINE
○「新型コロナウイルス予防に効果あり」等の広告表示に注意！！
消費者庁は、新型コロナウイルスの予防効果を標ぼうする商品等の不当表示に対する監視指導を実施しています。健康食品、マイナスイオン発生器等の商品については、当該ウイルスに対する効果を裏付ける根拠があるものとは認められないおそれがありますので御注意ください。
ツイッター https://twitter.com/caa_shohishacho
フェイスブック https://www.facebook.com/caa.shohishacho
「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」公式 LINE LINE ID：@line_caa
＜参考情報＞
○健康食品の安全性・有効性情報
感染予防によいと話題になっている食品・素材について
https://hfnet.nibiohn.go.jp/notes/detail.php?no=2142
○新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について
消毒や除菌効果をうたう商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。
https://www.caa.go.jp/notice/entry/020418/

◇「Microsoft」のロゴを用いて信用させ、パソコンのセキュリティ対策のサポート料などと称して多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起　上記［1］関係

＜消費者庁　2021 年 2 月 19 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023149/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_210219_1.pdf
「Microsoft」のロゴを用いて信用させ、パソコンのセキュリティ対策のサポート料などと称して多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起を行いました。
詳細
消費者がパソコンを操作している際に、突然、「Microsoft」のロゴを伴う「あなたのコンピュータにウイルスが見つかりました。」、「当社に今すぐ電話してください。」などの偽警告を表示させ、電話をかけてきた消費者に、「パソコンの修復とセキュリティ保護のサポートが必要です。」などと告げ、セキュリティ対策のサポート料などと称して多額の金銭を支払わせる事業者に関する相談が、各地の消費生活センター等に寄せられています。

消費者庁が調査したところ、この事業者による消費者の利益を不当に害するおそれがある行為(消費者を欺く行為)を確認したため、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。
また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。
１.「Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ」のロゴを用いる事業者の概要（注）
本件は、消費者のパソコンに表示される警告のウインドウに「Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ」のロゴを表示することなどにより、「Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ」又はその関係者であるかのように装う事業者（以下「本件事業者」といいます。）によるものです（別紙)。
本件の調査においては、本件事業者の特定には至っておらず、その実体は不明です。
（注）実在する日本マイクロソフト株式会社やその関連会社は、本件とは全く無関係です。
２．具体的な事例の概要
本件事業者が、消費者に多額の金銭を支払わせる典型的な手口は次のとおりです。
(1) パソコンがウイルスに感染したかのような偽警告を、「Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ」のロゴなどと共にパソコン画面に表示した上で、大音量の警告音を鳴らし、表示した電話番号に消費者が電話をかけるよう仕向けます。
消費者がパソコンでウェブサイトを閲覧していると、突然、
「あなたのコンピュータでウイルスが見つかりました。」
「この重要な警告を無視しないでください。」
「当社に今すぐ電話してください。」
などの偽警告文が記載された画面が表示されます。これは、消費者が、ウェブサイトを閲覧している最中に表示されることから、特定のリンクをクリックした際に自動的に表示されるポップアップ広告の仕組みを悪用しているものだと思われます。このウインドウには、「Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ」のロゴや「マイクロソフト フリーダイヤル」
などと記載されています（別紙はその一例です。)。
また、この偽警告のウインドウと共に、大音量の警告音が鳴り始めます。
消費者は、ウイルスに感染したなどという警告や大音量の警告音に強い不安を覚え、また、「Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ」のロゴなどが記載されていることから「Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ」又はその関係者からの警告であると認識し、一刻も早くこの状況を解消したいと思い、ウインドウ内に記載されている電話番号に電話します。
(2) 電話をかけてきた消費者のパソコンを遠隔操作して警告音や偽警告表示を消し、消費者を信用させます。
消費者が、ウインドウ内に記載された電話番号に電話をかけると、電話に出た相手は、
「あなたのパソコンがウイルスに感染しています。」
「あなたのパソコンのファイアーウォールが破られました。」
「パソコンを守るために遠隔操作を始めるので、私の指示に従ってください。」
などと消費者に告げ、前記(1)のウインドウ内のリンクから、遠隔操作用のソフトウェアをインストールするよう指示します。なお、電話の相手は、片言の日本語を話す外国人であることが多いことが確認されています。
消費者が遠隔操作用のソフトウェアをインストールすると、電話の相手は、電話をつないだまま消費者のパソコンを遠隔操作して複数のウインドウを表示させ、消費者のパソコンがウイルスに感染して危険な状態であるかのような説明をしながら、警告音を消す操作をします。偽警告表示を消す操作をすることもあります。
(3) セキュリティ対策のサポート料などと称し、金銭の支払を要求します。
電話の相手は、次に、遠隔操作で、セキュリティ対策のサポートの料金表が記載されたウインドウを消費者のパソコンに表示させた上、消費者に対して、
「パソコンの修復とセキュリティ保護のサポートが必要です。サポート契約を結んでください。３年、５年、１０年、一生のコースがあります。」
「５年だと代金は６万９千円です。」
などと、その場で電話の相手とサポート契約を締結することが必要であるかのように迫ります。そして、消費者に対し、その代金として数万円を、前払式電子マネーなどで即座に支払うよう求め、すぐ近くのコンビニエンスストアなどで前払式電子マネーなどを購入してくるようせかします。
消費者は、自身のパソコンの危険な状態を修復するためには、遠隔操作でパソコンの警告音や警告表示を消してくれた電

話の相手とサポート契約を締結する必要があり、これにより電話の相手が修復とセキュリティ対策を講じてくれると考え、電話の相手を信用して指示に従い、コンビニエンスストアなどで要求された金額分の前払式
電子マネーを購入します。
消費者が、購入してきた前払式電子マネーの裏面に記載されているコード番号を電話の相手方に伝えると、電話の相手方は、
「コードの入力を間違えましたね。この電子マネーは使用できなくなりました。もう一度買ってきてください。」
「ゼロとオーの字が間違って入力されています。またエラーです。すぐ買い直しに行ってください。」
「入力ミスした６万９千円は郵便為替で返金されます。安心してください。」
インターネット上で使用するプリペイドカード。裏面に記載されているコード番号を指定のウェブページのフォームに登録することにより、カードに記載されている金額が商品やサービスの購入に使用できるようになります。
などと告げるなどして、更に追加で前払式電子マネーを購入させ、そのコード番号を電話の相手方に伝えさせます。
しかしながら、その後、「サポート契約」に基づくパソコンの「修復」や「セキュリティ対策」に関する具体的な作業がなされることはなく、これについて電話の相手方から報告等がなされることもありません。
消費者が後日確認すると、消費者が購入して電話の相手にコード番号を伝えた前払式電子マネーは、全て使用済みで使えなくなっていることから、実際には、コード番号は最初に購入した分から電話の相手に正しく伝わっており、その金額分が実質的に電話の相手に支払われた状態になっていたにもかかわらず、電話の相手がエラーであるなどと虚偽を告げていたことが判明します。また、入力ミスと言われた分が返金されることもありません。
なお、消費者が電話をかけ直してコード番号を伝えている事例のほか、消費者に最
初に電話をかけてから一度も電話を切らせずに、前払式電子マネーを購入させ、コー
ド番号を伝えさせている事例もみられます。
３．消費者庁が確認した事実
本件事業者は、前記２(1)のとおり、パソコンの画面上で、当該パソコンがすぐに対応しないと危険な状態であるかのような偽警告を「Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ」又はその関係者が発しているかのように表示して、消費者にその旨信用させた上、前記２(2)及び(3)のとおり、消費者に対し、当該消費者のパソコンの危険な状態を修復等するためには、その場で自身とのサポート契約を締結することが必要であって、当該契約に基づき自身が修復及びセキュリティ対策の措置を講じるかのように告げて、消費者にその旨信用させます。
しかしながら、実際には、上記警告表示が出た時点で、消費者のパソコンがすぐに対応しないと危険な状態にあったと認められるような事情は見当たらず、そのため、その場で本件事業者とのサポート契約を締結することが必要であったとも認められません。また、本件事業者が「サポート契約」に基づく上記措置を講じた事実は確認されておらず、そもそも、本件事業者には当初から当該契約の履行を行うつもりはなかったものと認められます。さらに、本件事業者は、日本マイクロソフト株式会社やその関連会社とは全く無関係であることが確認されています。(消費者を欺く行為)
４．消費者庁から消費者の皆様へのアドバイス
○ 実在する日本マイクロソフト株式会社やその関連会社が、突然パソコンに警告を表示して消費者に電話をかけるよう求めるようなことは一切ありません。
警告と共に電話をかけるように求める表示を見ても絶対に連絡しないでください。
「Ctrl」「Alt」「Del」の３つのキーを同時に押して「タスクマネージャー」を起動し、ブラウザーソフトを選択し、「タスクを終了」すると偽警告画面を閉じることができます。(日本マイクロソフト株式会社資料から)
偽警告画面が閉じない場合は、マイクロソフトカスタマーサービス 電話番号 0120-54-2244 に問い合わせしてください。
○ 前払式電子マネーを購入させてそのコード番号を連絡させることは、典型的な詐欺の手口です。このような支払方法には応じないでください。
◆ 情報セキュリティ安心相談窓口（独立行政法人情報処理推進機構の相談窓口）
URL: https://www.ipa.go.jp/security/anshin/index.html
◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センターなどをご案内します。）電話番号 １８８（いやや！）
◆ 警察相談専用電話 電話番号 ＃９１１０
○ パソコンの操作中に、突然、偽警告を表示し、大音量の警告音を鳴らす悪質事業者は、複数存在しています。

まずは、前述の手順で「タスクを終了」させた後、パソコンのセキュリティに不安が残る場合は、「情報セキュリティ安心相談窓口」へ、その他のご相談は「消費者ホットライン」、「警察相談専用電話」へ電話してください。

相談窓口のご案内

◆情報セキュリティ安心相談窓口（独立行政法人情報処理推進機構の相談窓口）

https://www.ipa.go.jp/security/anshin/index.html

◆消費者ホットライン（最寄りの消費生活せんたーなどをご案内します。）

電話番号　１８８（いやや！）

◆警察相談専用電話　＃９１１０

いずれも局番なし

【本件に関連する最近の注意喚起情報】

発信者	件名	URL
日本マイクロソフト株式会社	マイクロソフトのサポートを装った詐欺にご注意ください（令和３年１月 29 日公表）	https://news.microsoft.com/ja-jp/2021/01/29/210129-information/
独立行政法人国民生活センター	インターネット使用中に突然表示される偽セキュリティ警告画面にご注意！（平成 30 年 11 月７日公表）	http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20181107_1.html
独立行政法人情報処理推進機構	偽のセキュリティ警告によって有償の「ソフトウェア購入」や「サポート契約」をしてしまう相談が増加中～インターネット利用中に表示される偽の警告画面にだまされないで！～（平成 30 年７月 18 日公表）	https://www.ipa.go.jp/security/anshin/mgdayori20180718.html
独立行政法人情報処理推進機構	被害低減のための偽警告の手口と対策を紹介する映像コンテンツを公開～2016 年度の偽警告に関する相談件数は昨年度の 7.7 倍に～（平成 29 年４月 11 日公表）	https://www.ipa.go.jp/security/anshin/mgdayori20170411.html

********** 以上 **********